

平島小中学校いじめ防止基本方針」

西海市立平島小中学校

I. はじめに

伝統と地域環境に恵まれたこの西海市立平島小中学校の教育の推進者である私たちは子どもたちにとってかけがえのない教師であることは当然である。同時に地域社会の中でも教師であることが期待されている。

教育は、児童生徒一人一人が人格の完成を目指し、個人として自立し、それぞれの個性を伸ばし、国家及び社会の形成者としての資質を育成するとともに、その可能性を开花させることが目的である。特に、中学校教育は、人生への扉を開く鍵に他ならない。人生に踏みいる鍵の開け方の基礎・基本を教えるのが学校の役割であり、「15の春」15歳になった児童生徒が将来に夢をもち、堂々と社会を生き抜く力をつけさせることが、学校の責務である。したがって、学校は、あらゆる場面に於いて児童生徒に感動を与え、児童生徒が将来への夢と希望にあふれ、意欲・気力・活力に満ちた場でなければならない。しかし、いじめを背景として小中学生が自らの命を絶つという痛ましい出来事が全国的に発生している。極めて残念であり真剣に受け止めていかなくてはならない。

文部科学省においては、児童生徒の尊厳を保持する目的の下、いじめ防止対策推進法第11条第1項の規定に基づき、いじめの防止等（いじめの防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処）のための対策を総合的かつ効果的に推進するために「いじめの防止等のための基本的な方針」を策定し、国としての指針を示した。その内容としては、

いじめは、すべての児童生徒に関係する問題である。いじめの防止等の対策は、全ての児童生徒が安心して学校生活を送り、様々な活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わず、いじめが行われなくなるようにすることを旨として行われなければならない。

また、全ての児童生徒がいじめを行わず、いじめを認識しながら放置することがないよう、いじめの防止等の対策は、いじめが、いじめられた児童生徒の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為であることについて、児童生徒が十分に理解できるようにすることを旨としなければならない。

加えて、いじめの防止等の対策は、いじめを受けた児童生徒の生命・心身を保護することが特に重要であることを認識しつつ、国、地方公共団体、学校、地域住民、家庭その他の関係者の連携の下、いじめの問題を克服することを目指して行われなければならない。

という基本理念の下、学校におけるいじめの未然防止策及び組織体制、関係諸機関との連携、いじめが発生した際の対応等が発表された。

校長を中心とした一致協力体制を確立することが急務であり、教育委員会との連携を深めながら指導の徹底を図り、いじめの問題への更なる取組を進める。児童生徒・保護者に対する信頼を回復させるためにも全教職員が、児童生徒が発しているサインを見逃すことがないようにする。「もしかしたら自分の学校や学級でもいじめが起きているかもしれない」という危機感をもって常に児童生徒に接することや教員相互の情報交換を行い、いじめ撲滅に向け努力しなければならない。いじめはいかなる場合も許さないという認識を児童生徒も教師も持つことが前提となる。このことを念頭におき、下記に本校の基本方針を示し、いじめのない学校の実現を目指して学校経営を進めていきたいと考える。

II. 本校のいじめ防止基本方針

1. 豊かな情操と道徳心を培う教育の推進
2. 心の通う交流の能力の素地を養う
3. 全教育活動を通じた道徳教育及び体験活動等の充実

III. 学校教育目標

「自ら気づき、考え、実践する児童生徒の育成」

IV. 目指す児童生徒像

平島っ子の「かがやき」

1. かんがえる子（学力向上）
2. がまんづよい子（忍耐力）
3. やさしい子（人権尊重）
4. きょうりよくする子（協調性）

V. 目指す教師像

1. 一人一人の学力向上に努め、主体的、協力的に授業改善に取り組む教師
○授業改善と指導の継続を図り、「確かな学力」を身に着けさせる。
2. 高い倫理観と道徳観をもち、児童生徒と共に未来を見つめ、学ぼうとする教師
○目に見えない心を目に見える形でとらえ、その形の指導を通して心を育てる。
3. 自らの健康管理に努め、児童生徒に体力向上の楽しさと我慢強さを伝える教師
○鍛え励ますことを通して、眼前の超えるべき事柄から逃げることなく果敢に挑戦していく心と身体を育てる。

VI. 基本的な方針

☆ 全教職員が共働・共汗し、組織体としていじめ防止に取り組む学校を創る。

1 本校におけるいじめ防止に関する措置（未然防止）

（1）学校の取組

- ① 校長及び生活指導主任を中心とした「いじめ防止対策委員会」を設置し、定期的な会議を実施し、いじめ防止に対する具体的なマニュアル、いじめ防止のための年間指導計画を作成する。また、各学期に1回は、民生児童委員や学校評議員など学校関係者に組織の一員として参加していただき、助言を得る。
- ② 「いじめ防止対策委員会」において、児童生徒や保護者アンケートを作成・分析し、いじめの早期発見・早期対応を図る。
- ③ 特別支援教育コーディネーターを中心とした教育相談体制を充実し、重大事態とならないような体制を構築する。また、教師全員のカウンセリング

マインドの向上を目指し、児童生徒や保護者の悩み等の早期発見・早期対応を図る。

- ④ いじめについての研修等に積極的に参加し、教師一人一人がプログラム能力を身につけ、いじめ防止に対処する能力向上を目指す。
- ⑤ 保護者や地域と連携し、いじめ防止に努める。また、学校だよりやホームページ等を活用し、広く地域社会にいじめ防止の取組への理解を図る。
- ⑥ 教職員、児童生徒、保護者等により、いじめに関する学校評価を実施し、学校の取組を分析し、今後の指導の改善に生かす。
- ⑦ 学校として配慮が必要な児童生徒（発達障害を含む障害のある児童生徒・海外から帰国した児童生徒や外国人の児童生徒・性同一性障害の児童生徒・被災児童生徒等）については、教職員が個々の障害等の特性を理解するとともに、個別の情報共有を行いつつ、当該児童生徒のニーズや特性を踏まえた適切な支援を行う。

（２）教職員の取組

- ① 児童生徒と接する機会を多くもち、話を聞き、思いを理解しながら、児童生徒の良さや個性を伸ばす努力をするとともに、道徳の時間を中心として全教育活動において、基本的な生活習慣、規範意識、人間関係を築く力、社会参画への意欲や態度を育成し、現在及び将来における人間としての生き方について深く考えさせる。
- ② 児童生徒に学校生活の秩序を保つことの意義を理解させるとともに、コミュニケーション能力、社会性や自尊感情、達成感、自己有用感の育成のために、所属感のある学級作りを工夫させる。また、問題行動の指導に当たっては、「焦らず、あきらめず、侮らず、見逃さず」を常に意識し、きめ細やかに愛情をもって指導する。
- ③ 職場体験等の体験的な学習を組織的・系統的に行うとともに、大人の生き方を学ばせ、「人間関係形成能力」「情報活用能力」「将来設計能力」「自己決定力」等の育成を図る。
- ④ 児童生徒にかかる情報交換の場を定期的で開催し、複数の目から見た「いじめ事案」の検討を図る。

（３）児童生徒の取組

- ① 毎日の協働活動（清掃活動や全員遊び）等を通して、他者に対する理解を深めるとともに、他者の言動を認め合う場を主体的に設ける。
- ② 人権集会を中心とした人権にかかる学習に真摯に取り組み、ルール作りを中心とした人権尊重の活動に主体的に取り組む。
- ③ 「いじめ」が人権を侵害する重大な事案であることを理解し、その防止に努める。
- ④ 海の子会を中心に児童生徒が主体的となってルール作り等を行い、いじめの防止に取り組む。

（４）保護者の取組

- ① 児童生徒の言動及び持ち物等の確認を行い、不審な点については子どもと真剣に向き合うとともに、学校との連携によるいじめ解決に努める。
- ② ネット上のいじめについての理解を深め、ネット上の不適切な書き込み等については、被害の拡大を避けるため、ただちに削除する措置を取るとともに、

学校との適切な連携を図る。

2 本校におけるいじめの早期発見のための取組について

(1) 教職員の取組

- ① 毎週連絡会を開催し、いじめ事案にかかる児童生徒の状況確認を行う。
- ② 生活アンケートを実施し、気になる児童生徒については早急の教育相談を実施する。
- ③ 「いじめ問題への取組についてのチェックポイント」を活用し、取組の点検を図る。
- ④ 教育相談教諭を設定し、いつでも、どこでも相談できる態勢を整備する。

(2) 児童生徒の取組

- ① 24時間子どもSOSダイヤル、メール相談窓口、親子ホットラインの設置及びその他各種相談窓口の利用について知る。

(3) 保護者の取組

- ① 校内における児童生徒や保護者の相談体制とともに、学校以外の窓口（24時間子どもSOSダイヤル、メール相談窓口、親子ホットラインの等）の利用について知る。
- ② PTA活動や地域行事への積極的な参加を通して、児童生徒の状況についての情報を得ることで、学校との連携を強化する。

3 本校におけるいじめに対する措置（いじめ発生時）

(1) いじめられた児童生徒への対応

- ① 児童生徒や保護者アンケートから、いじめと確認された場合は、校長を中心とした特別委員会を設置し、児童生徒から個別の聞き取り等を実施し、早急に対応させ、重大事態とならないよう対処させる。
- ② 人権に配慮しながら事実関係を的確に確認し、親身な指導、悩みを受け止め支える。
- ③ 指導を実践するとともに、指導の記録をきちんととる。
- ④ 保護者に対して、事実関係等その他必要な情報を提供するとともに、調査によって明らかとなった事実関係について説明する。
- ⑤ いじめられた児童生徒を守るために、全教職員に事実について報告し、全教職員でサポートチームを構築し必要に応じ送り迎え等を実施し、解決に向けた支援を行う。
- ⑥ 養護教諭や学校医等と連携し、メンタルヘルス・ケア等を行い、自信や存在感をもたせる場の提供を行う。
- ⑦ 緊急避難として欠席した場合には、学習を補償するためのプログラムを作成する。
- ⑧ 家庭訪問の実施等を行い、児童生徒に安心感をもたせる。
- ⑨ 教育委員会に事実関係を報告する。

(2) いじめた児童生徒への対応

- ① 事実確認を行いいじめは許さないという毅然とした指導及び、継続的に指導をし、相手の思いや自己の行為を考えさせ、二度といじめを起こさない環境

- を構築する。
- ② いじめに至った原因や背景を確認し、立ち直りの支援を行う。
 - ③ 家庭に連絡し、指導経過の報告をするとともに、家庭での様子を確認し今後の指導に生かす。

(3) 学校としての取組

- ① いじめがあった事実を真摯に受け止め、学級環境等の改善策を協議し、豊かな人間関係を育むための指導方法の改善を図る。
- ② 学級指導の見直しや授業改善を図りながら児童生徒が充実した学校生活を送れるよう環境の改善を図る。
- ③ 学校公開の実施、意見交換会等を実施し、保護者や地域と課題を共有しながら、地域ネットワークを活用しながらいじめのない学校にする。
- ④ 具体的ないじめの態様についての共通理解を図るとともに、表面上げんかやふざけ合いのように見える行為であっても、児童生徒の被害性に着目し、いじめの定義に該当するか否かを判断するものとする。

4 本校におけるいじめに対する措置（重大事態発生時）

(1) 重大事態とは

- ① 児童生徒が自殺を企図した場合
- ② 児童生徒に精神性の疾患が発生した場合
- ③ 児童生徒が身体に重大な障害をあった場合
- ④ 児童生徒が金品等を奪い取られた場合
- ⑤ 相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている場合
- ⑥ 児童生徒や保護者からいじめによって重大事態に至ったと申し立てがあった場合

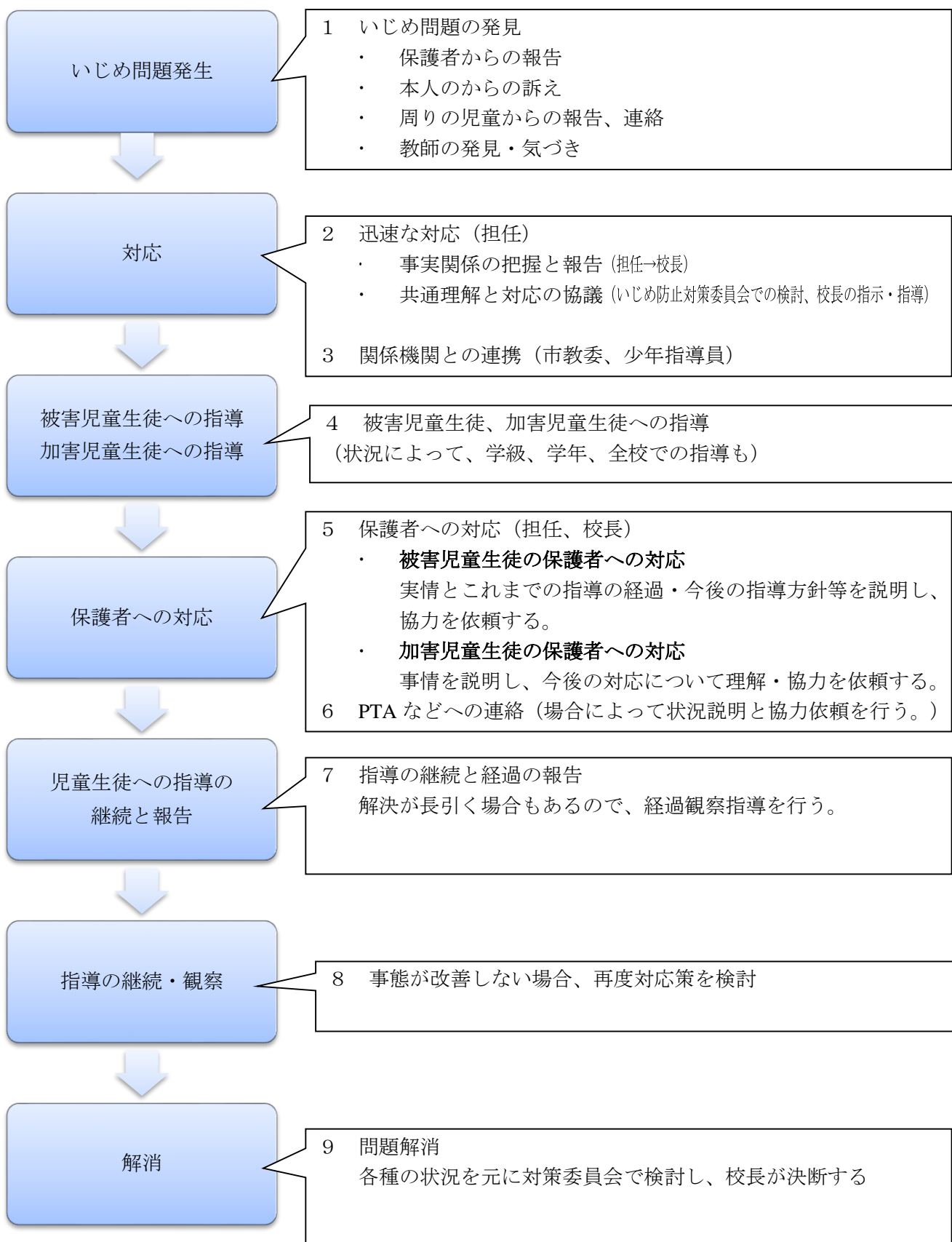
(2) 重大事態の報告

- ① 重大事態が発生した際は、教育委員会に迅速に報告する。

(3) 重大事態の調査

- ① 重大事態が生じた場合は、市教育委員会・関係機関と連携を図りながら、弁護士、精神科医、SC、SSW等の専門的知識を有するもののほか、第三者からなる組織を設け調査する。〈専門家については可能な限り招集する〉
- ② 重大事態が発生したことを真摯に受け止め、全校児童生徒及び保護者に対しアンケート等を行い、事実関係を把握し、調査委員会に速やかに提出する。その際、被害児童生徒の学校復帰が阻害されないよう配慮する。
- ③ いじめを受けた児童生徒及び保護者に対しては、学校として説明責任があることを自覚し、真摯に情報を提供する。その際、個人情報の保護に関する法律等を踏まえること。

VII. いじめ問題への対応〈組織図〉



《 平島小中学校いじめ防止対策推進委員会の組織 》

- 1 児童生徒のいじめの問題及びいじめ防止について、学校・家庭・地域及び専門家の立場から協議を行い、いじめのない学校の実現を目指して話し合う。
- 2 この会で話し合われた事柄をそれぞれの所属する各部会（PTA実行委員会、学校運営協議会、職員会議、各家庭等）で報告し、いじめ防止の推進を図るとともに、いじめのない学校の実現を目指して活動を行う。

